

除草業務仕様書

1 業務名

伊勢志摩広域防災拠点施設除草業務委託

2 業務内容

- (1) 実施場所敷地内の除草等を行う。(別添除草業務平面図記載のとおり。)
- (2) 除草方法は、資機材持込とし、草地の箇所を対象とする。
- (3) 除草・草刈は、肩掛式草刈機による草刈等とし、地表面平均10cm程度以下とし、場所により適切に行うとともに、作業中は、人及び車等への飛び石に配慮し、安全に十分注意すること。
- (4) 除草は、刈り残しのないよう作業を行うとともに、刈り取った草等の処分については、適正な方法により敷地外へ運搬し、適切な処分をするものとする。
- (5) 作業にあたっては、現場責任者を定め、あらかじめ県の発注担当者と打合せのうえ、作業を実施すること。
- (6) 作業にあたって、第三者への損害等を与えた場合は、速やかに発注担当者に報告するとともに、その処理解決にあたるものとする。
- (7) 業務の履行確認として、「写真管理」を行うものとする。
「写真管理」については、以下のとおりとする。
 - ア 業務写真はカラーとする。
 - イ 撮影場所は、業務全体が把握できるように数箇所とする。
 - ウ 撮影時は、作業前、作業中（実施状況）、作業完了後とし、同アングルで撮影すること。
- (8) 本業務が完了したときは、遅延なく業務完了報告書を提出し、発注担当者の検査を受けなければならない。
- (9) 履行場所通路入口のキーについては、契約日から履行完了まで貸出するが、適切に管理し、業務以外には使用しないこと。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

4 履行場所

伊勢市朝熊町字東谷 3477-15 伊勢志摩広域防災拠点
作業面積：約2,250㎡

5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注担当者と協議し、誠実に履行するものとする。